

事 務 連 絡  
平成 2 3 年 6 月 2 1 日

各市町村国民健康保険担当課長  
各市町村後期高齢者医療担当課長  
岡山県後期高齢者医療広域連合業務課長  
各国民健康保険組合事務局長

） 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長

東日本大震災により主たる生計維持者の行方が不明となった場合の  
一部負担金等の免除にあたっての確認方法等について

このことについて、厚生労働省保険局国民健康保険課等から下記のとおり通知がありましたのでご了知の上、事務の取扱いについて遺漏のないようお願いいたします。

記

○東日本大震災により主たる生計維持者の行方が不明となった場合の  
一部負担金等の免除にあたっての確認方法について  
(平成 2 3 年 6 月 2 0 日付け、事務連絡)

○東日本大震災による被災に伴う国民健康保険及び後期高齢者医療制度の  
一部負担金の負担金割合等の取扱いについて  
(平成 2 3 年 6 月 2 1 日付け、事務連絡)

事務連絡  
平成23年6月20日

都道府県民政主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

東日本大震災により主たる生計維持者の行方が不明となった場合の  
一部負担金等の免除にあたっての確認方法について

東日本大震災により主たる生計維持者の行方が不明となった場合の一部負担金等の免除の申請については、申請者は、その事実を確認できる書類を免除申請書に添付することとし、当該書類の一つとして「警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの」が考えられることをお示ししているところである。（「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」（平成23年5月2日付け保国発0502第1号国民健康保険課長通知）及び「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」（平成23年5月2日付け保高発0502第1号高齢者医療課長通知））

また、当該書類については、警察当局と協議を行った上で、その取扱い等について追って具体的にお示しすることとし、当面、当該書類の添付に代えて、被保険者等の申立てにより、免除の認定を行って差し支えない旨を連絡したところである。（「東日本大震災により被災した被保険者等に対する一部負担金等の免除措置の申請に関する取扱いについて」（平成23年5月23日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡（以下「5月23日事務連絡」という。））

今般、警察当局との協議等を踏まえ、以下のとおりとしたので、貴管下の保険者及び被保険者等に対する周知等について、対応に遺漏なきようお願いする。

記

- 1 主たる生計維持者の行方が不明となった事実を確認できる書類としては、次のようなものが考えられること。なお、既に各保険者で当該事実を把握している場合は、当該書類の添付を省略しても差し支えないこと。

- ① 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号）の規定に基づき、行方不明となった者の死亡推定の特例を適用し、支給決定された公的給付等（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく遺族補償年金等）の支給決定通知書の写し
- ② 主たる生計維持者が行方不明であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に規定する災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類の写し
- ③ 第三者（事業主、病院長、施設長、民生委員、隣人等）の証明書
- ④ その他これらに準じる書類

2 被保険者等が 1 の①から④までの書類を入手することが困難である場合には、これらの書類の添付に代えて、保険者が警察当局に照会することにより免除の認定を行って差し支えないこと。この場合、次の方法により照会すること。

- ① 申請を受け付けた各保険者において、行方不明者一覧表（以下「一覧表」という。）（別紙 1）及び送付書（別紙 2）を作成し、主たる生計維持者の行方が不明である旨の届出をした警察の住所を管轄する都道府県警察本部（以下「警察」という。）宛てに郵送すること。（別紙 3 参照）

なお、各保険者から警察への送付は、定期的に、特に急を要する場合には随時行うものとする。

- ② 各保険者から送付を受けた警察は、一覧表に記載された行方不明者の把握状況について確認を行い、その確認結果について一覧表の「警察記入」欄に記載のうえ、送付先の各保険者へ返送することとなるため、警察から一覧表が返送された各保険者においては、警察からの回答内容を確認のうえ、行方不明者であることの認定を行うこと。

3 2の方法によっても確認できない場合には、行方が不明となった主たる生計維持者が所在していた地域が津波により流失したことが確認できる航空写真等により、免除の認定を行うことが考えられること。また、申請者の申立てをもって一部負担金等の免除の認定を行って差し支えないこと。

（参考）航空写真が掲載されているホームページ

国土地理院（防災関連）

[http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/h23\\_tohoku.html](http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/h23_tohoku.html)

4 5月23日事務連絡に基づき、既に申立てにより一部負担金等の免除を認定した被保険者等については、改めて 1 から 3 までによる確認を行う必要はないこと。



(照会番号 XXXXXX)

## 送 付 書

〇〇〇県警察本部 御中

別添のとおり、行方不明者一覧表を送付しますので、確認のうえ返送願いたい。

記

保険 太郎 他 XXX 名

平成 XX 年 XX 月 XX 日

〇〇〇〇各保険者名（担当〇〇）

電話：XX-XXXX-XXXX

## 都道府県警察 照会窓口

別紙3

H23.6.11現在

	郵便番号	所在地		担当課	係名	代表電話番号	内線	F A X 番号	内線	メールアドレス
警察庁	100-8974	千代田区霞が関2-1-2	警察庁	生活安全企画課	相談・指導係	03-3581-0141	3025・3027	03-3581-0096	直通	yshin10@npa.go.jp
北海道	060-8520	札幌市中央区北2条西7丁目	北海道警察本部	生活安全企画課	生活安全係	011-251-0110	3035	011-251-3291	直通	なし
青森県	030-0801	青森市新町2-3-1	青森県警察本部	生活安全企画課	保護係	017-723-4211	3045	017-776-1497	直通	E10100I@plc.pref.aomori.jp
岩手県	020-8540	盛岡市内丸8-10	岩手県警察本部	生活安全企画課	生活安全企画係	019-653-0110	3023	019-653-2111	直通	DF008@pref.iwate.jp
宮城県	980-8410	仙台市青葉区本町3-8-1	宮城県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	022-221-7171	3024	022-221-7171	3019	se-skika@mail.police.pref.miyagi.jp
秋田県	010-0951	秋田市山王4-1-5	秋田県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	018-863-1111	3024	018-866-8145	直通	なし
山形県	990-8577	山形市松波2-8-1	山形県警察本部	生活安全企画課	生活安全企画係	023-626-0110	3022・3023	023-630-2937	直通	vpseiki@pref.yamagata.jp
福島県	960-8686	福島市杉妻2-16	福島県警察本部	生活安全企画課	保護係	024-522-2151	3024	024-524-0899	直通	なし
東京都	100-8929	千代田区霞が関2-1-1	警視庁	少年育成課	保護相談係	03-3581-4321	30752	03-3591-8581	直通	なし
茨城県	310-8550	水戸市笠原町978-6	茨城県警察本部	生活安全総務課	企画指導係	029-301-0110	3422	029-301-9565	直通	keiseisou@pref.ibaraki.lg.jp
栃木県	320-8510	宇都宮市塙田1-1-20	栃木県警察本部	生活安全企画課	企画係	028-621-0110	3022	028-627-6167	直通	なし
群馬県	371-8580	前橋市大手町1-1-1	群馬県警察本部	生活安全企画課	企画・指導係	027-243-0110	3033	027-223-7866	直通	gp-keiseiki@pref.gunma.jp
埼玉県	330-8533	さいたま市浦和区高砂3-15-1	埼玉県警察本部	生活安全企画課	行方不明・保護対策係	048-832-0110	3045・3046	048-825-7152	直通	なし
千葉県	260-8668	千葉市中央区長洲1-9-1	千葉県警察本部	生活安全総務課	行方不明・保護対策係	043-201-0110	3025	043-224-8590	直通	なし
神奈川県	231-8403	横浜市中区海岸通2-4	神奈川県警察本部	生活安全総務課	保護対策班	045-211-1212	3056	045-211-1212	3059	kpps02@police.pref.kanagawa.jp
新潟県	950-8553	新潟市新光町4-1	新潟県警察本部	生活安全企画課	企画指導係	025-285-0110	3021・3024	025-284-7445	直通	seiankikaku@nphitec.niigata.niigata.jp
山梨県	400-8586	甲府市丸の内1-6-1	山梨県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	055-235-2121	3032	055-227-7830	直通	kst-seian@yamanashi.lg.jp
長野県	380-8510	長野市大字南長野字幅下692-2	長野県警察本部	生活安全企画課	地域安全推進室	026-233-0110	3044	026-233-0108	直通	police-seikatsuanzenkikaku@pref.nagano.lg.jp
静岡県	420-8610	静岡市追手町9-6	静岡県警察本部	生活安全企画課	行方不明保護対策係	054-271-0110	711-3035	054-271-0110	711-3019	なし
富山県	930-8570	富山市新緑曲輪1-7	富山県警察本部	生活安全企画課	企画係	076-441-2211	3022・3026	076-444-1167	直通	kenkei01@tpp.pref.toyama.lg.jp
石川県	920-8553	金沢市鞍月1-1	石川県警察本部	生活安全企画課	企画係	076-225-0110	3052・3034	076-225-0110	3019	bohan@police.pref.ishikawa.lg.jp
福井県	910-8515	福井市大手3-17-1	福井県警察本部	生活安全企画課	企画指導係	0776-22-2880	3024	0776-25-0347	直通	seiki@pref.fukui.lg.jp
岐阜県	500-8501	岐阜市藪田南2-1-1	岐阜県警察本部	生活安全総務課	企画係	058-271-2424	3023・3024	058-277-3789	直通	c18879@pref.gifu.lg.jp
愛知県	460-8502	名古屋市中区三の丸2-1-1	愛知県警察本部	生活安全総務課	保護対策室保護指導係	052-951-1611	3027	052-951-1678	直通	seianso@police.pref.aichi.lg.jp
三重県	514-8514	津市栄町1-100	三重県警察本部	生活安全企画課	地域安全係	059-222-0110	3037	059-222-0110	3019	anzen@police.pref.mie.jp
滋賀県	520-8501	大津市打出浜1-10	滋賀県警察本部	生活安全企画課	犯罪抑止第二係	077-522-1231	3035	077-522-1231	3019	PA1101@pref.shiga.lg.jp
京都府	602-8550	京都市上京区下立売通釜屋東入敷/内町85	京都府警察本部	生活安全対策課	ストーカー対策係	075-451-9111	3473	075-431-6445	直通	なし
大阪府	540-8540	大阪市中央区大手前3-1-11	大阪府警察本部	生活安全総務課	保護係	06-6943-1234	30221・30226	06-6945-4453	直通	bouhan@police.pref.osaka.jp
兵庫県	650-8510	神戸市中央区下山手通5-4-1	兵庫県警察本部	生活安全企画課	生活安全第二係	078-341-7441	3047	078-351-7842	直通	なし
奈良県	630-8578	奈良市登大路町80	奈良県警察本部	生活安全企画課	企画・保護係	0742-23-0110	3022・3023	0742-23-0110	3019	なし
和歌山県	640-8588	和歌山市小松原通1-1-1	和歌山県警察本部	生活安全企画課	企画指導係	073-423-0110	3047	073-433-7656	直通	e8008001@pref.wakayama.lg.jp □
鳥取県	680-8520	鳥取市東町1-271	鳥取県警察本部	生活安全企画課	企画係	0857-23-0110	3021	0857-23-0110	3019	k_seiananzensoudan@pref.tottori.jp
島根県	690-8510	松江市殿町8-1	島根県警察本部	生活安全企画課	安全まちづくり推進室	0852-26-0110	3052	0852-24-9110	直通	pph-seiki@pref.shimane.lg.jp
岡山県	700-8512	岡山市内山下2-2-6	岡山県警察本部	生活安全企画課	企画係	086-234-0110	3021・3020	086-234-0110	3019	pseikatu@pref.okayama.lg.jp
広島県	730-8507	広島市中区基町9-42	広島県警察本部	生活安全総務課	保護・行方不明者係	082-228-0110	3042	082-228-1109	直通	Y0773128@hpawan01.npa
山口県	753-8504	山口市滝町1-1	山口県警察本部	生活安全企画課	地域安全第一係	083-933-0110	3017	083-928-5019	直通	seiankikaku@police.pref.yamaguchi.lg.jp
徳島県	770-8510	徳島市万代町2-5-1	徳島県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	088-622-3101	3036	088-652-4410	直通	seian-s@police.pref.tokushima.lg.jp
香川県	760-8579	高松市番町4-1-10	香川県警察本部	生活安全企画課	保護係	087-833-0110	3026	087-833-2231	直通	seikatuanzen@pref.kagawa.lg.jp
愛媛県	790-8573	松山市南堀端町2-2	愛媛県警察本部	生活安全企画課	生活安全企画係	089-934-0110	3032・3033	089-934-0110	直通	hanzaiyokusi@police.pref.ehime.jp
高知県	780-8544	高知市丸の内2-4-30	高知県警察本部	生活安全企画課	警察総合相談係	088-826-0110	3016・3017	088-826-0110	3019	bouhan@police.pref.kochi.jp
福岡県	812-8576	福岡市博多区東公園7-7	福岡県警察本部	生活安全総務課	保護対策係	092-641-4141	3028	092-643-2163	直通	seian@police.pref.fukuoka.jp
佐賀県	840-8540	佐賀市松原1-1-16	佐賀県警察本部	生活安全企画課	ストーカー・DV対策係	0952-24-1111	3045	0952-24-1111	3019	kusaba-atumi@pref.saga.lg.jp
長崎県	850-8548	長崎市万才町4-8	長崎県警察本部	生活安全企画課	安全係	095-820-0110	3027	095-820-1269	直通	npp-gaitai@police.pref.nagasaki.jp
熊本県	862-8610	熊本市水前寺6-18-1	熊本県警察本部	生活安全企画課	行政第二係	096-381-0110	3454	096-381-0110	3019	seianki@poppy.ocn.ne.jp
大分県	870-8502	大分市大手町3-1-1	大分県警察本部	生活安全企画課	保護係	097-536-2131	3024	097-537-2114	直通	なし
宮崎県	880-8509	宮崎市旭1-8-28	宮崎県警察本部	生活安全企画課	警察安全相談係	0985-31-0110	3053	0985-31-0110	3019	なし
鹿児島県	890-8566	鹿児島市鴨池新町10-1	鹿児島県警察本部	生活安全企画課	生活安全係	099-206-0110	3021・3025 3026・3027	099-206-2655	直通	kp-seian@pref.kagoshima.lg.jp
沖縄県	900-0021	那覇市泉崎1-2-2	沖縄県警察本部	生活安全企画課	企画指導係	098-862-0110	3021・3023	098-862-0110	3019	なし

事 務 連 絡  
平成23年6月21日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

東日本大震災による被災に伴う国民健康保険及び後期高齢者医療制度の  
一部負担金の負担割合等の取扱いについて

今般の東日本大震災の影響に鑑み、所得税や市町村民税の申告期限が延長され、被災地の市町村の一部においては、市町村民税の課税時期も延期されているところである。

一部負担金の負担割合並びに高額療養費の自己負担限度額及び高額介護合算療養費の限度額（以下「一部負担金の負担割合等」という。）については、例年8月1日から前年所得又は当年度の市町村民税の課税の有無等により判定を行っているところであるが、このような市町村においては課税情報等が確定しないため、通常どおり、一部負担金の負担割合等の判定及び国民健康保険の高齢受給者証、後期高齢者医療の被保険者証並びに限度額適用認定証・標準負担額減額認定証（以下「高齢受給者証等」という。）の判定等ができないこととなる。

このため、本年8月1日以降においても前年所得等の把握が困難である保険者における一部負担金の負担割合等の判定及び高齢受給者証等の交付の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管内保険者への周知等、特段の御配慮をいただきたい。

記

1 前年所得等の把握が困難な市町村について

本年8月1日以降において、前年（平成22年）所得又は当年度（平成23年度）の市町村民税の課税の有無等（以下「前年所得等」という。）の把握が困難な市町村及び当該市町村が加入する後期高齢者医療広域連合においては、当該市町村に住所を有する被保険者に対して、当面、前々年（平成21年）所得又は平成22年度の市町村民税の課税の有無等（以下「前々年所得等」とい

う。)に基づいて、一部負担金の負担割合等の判定及び高齢受給者証等の交付を行っても差し支えないこと。

※ 所得が把握できない場合、例えば国民健康保険の高齢受給者証及び後期高齢者医療の被保険者証の負担割合については通常1割と判定することとなるが、多くの被保険者は、例年負担割合が変わらないため、前々年所得等に基づき判定することにより、前年所得等が把握された際の負担割合の変更を少なくするものである。

ただし、同一市町村に住所を有する国民健康保険の被保険者と後期高齢者医療の被保険者の当該取扱いが異なることがないよう、各担当部署間で十分調整されたいこと。

なお、前年所得等の把握が可能となった場合には、一部負担金の負担割合等の再判定及び高齢受給者証等の再交付を行うこととし、それまでの間、被保険者が本来の自己負担分より多く負担していた場合には差額を還付し、少なく負担していた場合には差額を返還請求すること。また、この旨を被保険者に対し、高齢受給者証等の年度更新等の際に十分説明すること。

## 2 その他

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第113条又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第137条の規定に基づき、世帯主又は被保険者等から所得を確認するための書類等を受けた場合については、通常どおり、前年所得等に基づき一部負担金の負担割合等の再判定及び高齢受給者証等の再交付を行うこと。

なお、1の取扱いにより、前々年所得等に基づき高齢受給者証等を交付することとなった市町村及び当該市町村が加入する後期高齢者医療広域連合については、前年所得等に基づいて高齢受給者証等を再交付した場合に、当該再交付に要する費用（郵送代等）について財政支援を検討していること。